

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 10月3日	令和7年 10月17日	<p>本日の城東区役所の説明では、政策企画室から各所属に公職者の申出を市民の声としては取り扱わない旨の連絡がなされたということですが、</p> <p>1 この連絡の内容が分かる文書を公開してください。</p> <p>2 この「公職者の申出を市民の声としては取り扱わない」との取り扱いの根拠が分かる文書を公開してください。</p> <p>請求対象文書(特に2)が不存在であるとするのであれば、大阪市情報公開条例解釈、運用の手引きの情報公開条例第10条第3項に関する説明の通り、「なぜ差作成または取得していないのか」という理由についても、請求者に明確になるように記載してください。</p> <p>なお、請求対象文書(特に2)が存在であるなら、公文書等の管理に関する法律第4条や、公文書管理条例などの関連規定に違反するものであることを申し添えます。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和7年 10月3日	令和7年 10月17日	<p>2025年9月17日に行った公開請求に関して、城東区役所より部分公開決定(令和7年10月1付大域総第320号)がありました。</p> <p>この部分公開決定では、補正前の請求対象文書2「私の申出を市民の声として取り扱わない根拠が示された文書」として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の声データベースシステムからのお知らせ(依頼) 25-02598 <p>が特定されています。</p> <p>この文書について、政策企画室から城東区役所に連絡された次の記載</p> <p>案件入力備考:本件申出人が元本市職員であることを鑑み、今後は「要望等記録制度」に則り公職者として対応することとしたので、「市民の声入力フォーム」を通じて寄せられるものは「市民の声」として取り扱わず、情報提供させていただきます。</p> <p>がある文書であり、この記載が「城東区が市民の声として取り扱わない根拠」であるとの説明が城東区職員よりありました。</p> <p>しかし、この説明は公開請求の趣旨を誤っています。</p> <p>公開請求の趣旨は、大阪市が公職者の申出を市民の声として取り扱わないこととしたのはいかなる理念や理由に基づくものであるのかという説明を求めるものであり、単に城東区が「政策企画室から指示があつたのでその指示が根拠である」などというものではありません。</p> <p>改めて公開してください。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和7年 10月7日	令和7年 10月21日	<p>政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年10月6日付大政第e-33号)には不存在理由として「『政策企画室が把握した申出人の職歴(個人情報)を城東区役所に提供することが個人情報の取り扱いに係るルールに違反していないことが分かる文書』については、「個人情報の保護に関する法律」第六十九条第一項に該当しないため、当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。」と記載されています。</p> <p>「『個人情報の保護に関する法律』第六十九条第一項に該当しない」とする根拠が確認できる文書を公開してください。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和7年 10月8日	令和7年 10月21日	<p>政策企画室の公開決定(令和7年10月6日付大政第e-32号)では、公開対象文書として「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」が特定されています。</p> <p>これについて政策企画室職員の説明では、請求内容のうち、次の部分に該当するものであるとのことでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、一市民として市民の声入力フォームを利用することは否定していないので、市民の声制度の利用は拒否していない。 ・ただし、いかなる場合であっても市民の声として受け付けないとは案内していない。 5. 市民の声として取り扱うか否かの基準が分かる文書を開示してください。どのような場合は市民の声として取り扱われ、どのような場合は取り扱われないのか。 <p>そして、「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」のどこが該当部分であるのかという点については、</p> <p>4. 迅速に回答するために～回答は各所属から直接に～</p> <p>(1) 受付</p> <p>ウ 市民の声として取り扱う場合</p> <p>であるとの説明でした。</p> <p>元の公開請求で示した「整理番号R7-01-86 関連にかかる聞き取り調査について」では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元職員の立場から市政について要望等を行う場合は、電話・面談・お問い合わせフォーム等の利用をお願いします。 <p>・ただし、いかなる場合であっても市民の声として受け付けないとは案内していない。</p> <p>との説明が行われており、公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明が行われています。</p> <p>しかし、上記の「市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン(令和7年4月改定版)」の4-(1)-ウには、この説明の根拠が分かる記載はありません。</p> <p>この説明の根拠が確認できる文書を開示してください。</p>	不存在		政策企画室	広聴担当
令和7年 10月20 日	令和7年 11月4日	文書の送付について	部分公開	1	政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和7年 10月22 日	令和7年 11月4日	<p>政策企画室の不存在による非公開決定(令和7年10月21日付大政第e-50号)には不存在理由として次の通り記載されています。</p> <p>「『整理番号R7-01-86 関連にかかる聴き取り調査について』における、『元職員の立場から市政について要望等を行う場合は、電話・面談・お問い合わせフォーム等の利用をお願いした。』『ただし、いかなる場合であっても市民の声として受け付けないとは案内していない』との説明の根拠が確認できる文書」について、公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。</p> <p>ここでは「公職者のご意見・お問合せ等の方法について記載された公文書」と記載されていますが、元の公開請求は公職者が申出を行う際の方法について記載された文書を求めるものではありません。</p> <p>「公職者の申出は一般的には市民の声としては取り扱われず、例外的に市民の声として取り扱われるものであるとの説明」について、説明の根拠が確認できる文書の公開を求めたものです。</p> <p>請求の趣旨を恣意的に解釈するのをいかが減にしてください。</p> <p>なお、今回の不存在決定でも「作成・保有しておらず、実際に保有していない。」としか記載されていません。</p> <p>大阪市情報公開条例解釈、運用の手引きの情報公開条例第10条第3項に関する説明の通り、「なぜ作成または取得していないのか」という理由についても、請求者に明確になるように記載してください。</p> <p>この記載は、手引きの47ページにある通り「理由の提示は、公開請求を拒否する処分の適法要件」であり、「理由を提示していない場合又は提示された理由が抽象的、一般的なもので不十分である場合には、手続上瑕疵ある行政処分」です。</p> <p>改めて特定することを求めます。</p>	不存在	号	政策企画室	広聴担当